

## 佐賀県告示第 147 号

佐賀県県税条例（昭和 30 年佐賀県条例第 23 号）第 52 条第 2 項の規定により、同条第 1 項に規定する個人の事業税の納期のうち第 1 期については、令和 4 年度に限り、同項の定めによらず、当該納期を 9 月 11 日から同月 30 日までとする。

令和 4 年 6 月 17 日

佐賀県知事 山 口 祥 義